

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会			会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成30年1月23日(火曜日)			開 議 午前10時00分
				閉 議 午前11時 6分
出席委員	◎竹田 ○奥野 三上 田中 山本 小松 福井			
執行機関出席者	田中会計管理室長、林財産管理課長、田中財産管理課主幹、山本教育部長、片山教育総務課長、土岐学校教育課長、谷口学校教育課副課長			
事務局	山内事務局次長			
傍聴	可・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名 ()

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 日程説明

3 案件

(1) 行政報告

○債権管理条例(案)の概要について(会計管理室:財産管理課)

会計管理室長 あいさつ
財産管理課長 説明

10:15

〈質疑〉

＜竹田委員長＞

最初に、時効の援用について、もう少し具体的に、わかりやすく説明願う。

＜財産管理課長＞

時効の援用については、債務者からの申し出がなければ、時効の手続きがとれないということであり、例えば、市外転出者や、行方不明者からの申し出がなければ、時効の手続きがとれずに、滞納分として債権が残ることになる。

＜小松委員＞

時効の援用がされない場合は、回収困難な債権が存在し続けるということだが、現在、どれぐらいあるのか。

＜財産管理課長＞

各所管で債権を管理しているので、具体的な件数、金額はわからない。

＜福井委員＞

大前提として、なぜ今、債権管理条例を制定しようとしているのか。

＜財産管理課長＞

条例制定により、負担の公平性の観点から、債権管理の適正化を図ろうとする市の姿勢を示そうとするものである。

時期的には、市税等収納率向上対策連絡会議や、債権管理を行っている各所管との

調整に時間を要したことから、条例案を示すのが、この時期となったが、府下においてもすでに条例を制定されている市が多くあるので、それを参考にして、今回、このような条例案として、提案をさせていただくものである。

<福井委員>

条例を制定したらどのようなになるのか。

<財産管理課長>

強制執行等の措置により、債権管理の適正化が図られるとともに、滞納繰越分の振分けが進んでいくものと考えている。

<会計管理室長>

それぞれの料金で所管課が異なり、それぞれの法律に基づき、料金の徴収、督促、催告をされている現状があるが、それを、この条例によって、一元的に統一した取扱いで債権回収に取り組むこととなる。

足並みを揃えて、同じ考え方で、同じ手続きで進んでいくということで、包括的な意味合いを持って、条例を制定させていただくものである。

<田中委員>

債権の徴収は、財産管理課で一括して行うのではなく、それぞれの所管課で行うが、考え方や、手続き的なものを統一するということでよかったか。

<財産管理課長>

各債権の状況がまちまちであり、一元管理までには至らなかったが、強制徴収等の手続き的なことを、総合調整の立場で、財産管理課として関わっていくことになる。ただ、一元管理を否定するというのではなく、引続き協議を続けていきたい。

<三上委員>

条例案については、細々に渡る規定が定められるのか。それとも、目的や理念的なものだけになるのか。他市の状況と合わせて説明願いたい。

<財産管理課長>

条例案については、「目的」「定義」「法令及び他の条例との関係」など、大枠を規定するものであり、様式等も含めて詳しく規定するものではない。

地方税法等の根拠法令上の規定は省いたような形となっている。

<三上委員>

他市の状況として、地方税機構への一元化の流れの中で、どこも条例制定を行う流れがあるのか。

<財産管理課長>

債権の一元管理を行っているのは、福知山市、舞鶴市であるが、舞鶴市はノウハウがあり、国保料についても市の方でされていると聞いている。所によっては、国保料が税機構に移管されたり、債権の管理はまちまちであるが、それとは関係なく条例が制定されている状況である。

<会計管理室長>

一元管理についてはまちまちだが、条例に関しては、流れとして、条例を作っていく方向で検討されている市町が多い状況である。

なぜかと言うと、それぞれの法律によって、それぞれの課で債権管理を行っているが、どこの市町村も財源が厳しい中で、未収になっている債権の管理が大きな課題となっている。

私債権については、月日が経過しても、債務者からの申し出がない限り時効が成立しないので、抱えたままとなっており、それをどう整理していくかということが、どこの市町でも大きな課題となっている。条例の中で債権放棄を規定することによ

って、時効による債権放棄をしやすくなるということもあるので、条例制定が最近の流れとなっている。

<福井委員>

今回の条例制定は、理念条例としての位置付けにより、債権管理にあたっての各課の意識統一や、債権整理を行うためのものと理解した。

<竹田委員長>

説明は、端的にわかりやすく願う。

今後も、議会に対して、債権管理に係る報告の機会もあると思うが、よろしく願う。

(質疑終了)

10 : 38

○学校施設使用条例の一部改正（案）について（教育部：学校教育課）

教育部長 あいさつ

学校教育課長 説明

10 : 45

《質疑》

<田中委員>

若木の家を設置条例はあるのか。

<学校教育課長>

若木の家については、管理規則を設けている。

若木の家は、亀岡中学校の施設の一部として、中学校設置条例の中で包括している。

<田中委員>

実情に合わせて、亀岡中学校の施設の一部ということでなく、社会教育施設として独立させた方がよいのではないか。

今すぐは無理であっても、検討いただきたい。

<学校教育課長>

社会教育施設として位置付けることについては、以前からご意見をいただいているが、社会教育施設ということになれば、建築確認の用途変更が必要となる。一般の不特定多数の人が利用されるということで、施設を不燃材に変えていかなければならず、そうなると、概算で5千万円程度の改修が必要となってくる。

30年以上経過した施設に、それだけのお金をかけていくのは、検討の結果難しいということになった。

ただ、目的外の使用については、使用条例を改正し、今までどおり使用していただくことで考えている。

駐車場整備や雨漏りの修繕を行い、各学校には、学校施設としての利用を再度呼びかけていきたいと考えている。

<竹田委員長>

今現在、28団体が使用されているということだが、使用料の徴収、減免の区分はどうなっているのか。

<学校教育課長>

大人と亀岡市内の小・中学生の子どもが使用する場合は10割減免としているが、大人だけの使用の場合は、お金をもらっている。

28団体ほとんどが減免となっている。

(質疑終了)

10 : 50

《学校規模適正化の取組みの現状報告》

教育総務課長 報告

＜教育総務課長＞

学校規模適正化の取組みについては、これまでから委員会でも報告をさせていただき、昨年6月以降には、各地域にも説明に入らせていただき、多くの意見を聞かせていただいているところである。

東輝・詳徳中学校ブロックでは、昨年11月30日にブロック協議会を開催するところまで至ったが、その中で、これまで各地域で出された意見を報告させていただいたところである。

今後については、ブロック協議会の中でも、一定、目標時期をしっかりと定めて取り組むべきとの意見もいただく中で、12月定例会での一般質問に対して答弁させていただいたように、平成32年4月を目指して取組みを進めていきたいと考えている。

明日、1月24日から31日まで、該当の篠町、東つつじヶ丘のそれぞれの地域ごとに説明会をさせていただくことと併せて、PTA役員等を対象とした説明会も開催させていただき、教育委員会としての考え方を改めて説明させていただき、理解をいただくようにしていきたいと考えているので、よろしく願う。

《質疑》

なし

4 その他

(1) 2月月例開催について

＜竹田委員長＞

案件について意見を伺う。

＜福井委員＞

東・西別院小学校の関係者と話をする機会を持てればありがたい。

＜竹田委員長＞

学校関係者とは、具体的にはどうか。

＜福井委員＞

PTA等である

＜奥野副委員長＞

小学校は小規模特認校の取組みを進めていただいております、中学校は南桑中学校にということであるが、その辺りのことについて保護者なり地域の人に説明ができていないので、関係者の声を聞く機会があればありがたい。

＜山本委員＞

取組みの現状は、担当課から聞けばよいと思う。

話を聞く対象を明確にした上で、何を目的として聞くのか、出された意見をどのように取り扱うのかということを持っておかなければいけないと思う。

＜竹田委員長＞

ただ聞くだけでなく、聞いた意見を委員会としてどのように取り扱うかということか。

<山本委員>

この問題はデリケートな部分があって、いろんな意見がある中で、議会として聞かせてもらって、どのように動くのか微妙なところがある。

<竹田委員長>

委員会としては各ブロックに入っていないので、全体の把握が難しいと思うが、関係者に聞く前に、行政報告の中で、別院ブロックの現状を再確認した上で、関係者から意見を聞いていくことの検討をしてはどうか。

<福井委員>

委員会として、聞いた後どうするのかということを考えるよりも、単純に意見を聞けばよいのではないかと思うが、それが難しいというのであれば止めてもよい。

<山本委員>

もちろん話を聞くことも大事だと思うので、委員間で協議をして、対象を明確にして実施すればよいと考える。

<竹田委員長>

次回の月例では、教育委員会から事前の状況報告を受け、その後、関係者から意見を聞いていくことについて協議をすればよいのではないか。

<福井委員>

地元にはいろいろな意見があるのは理解しているが、議会として当事者の話を聞いていないので、議会として何ができる、できないは後の話として、何もできないのに聞きに行っても仕方がないということではないと思う。

当然、教育委員会の話を聞くことも必要だと考えるが、議会として一方的に教育委員会の話を聞いているだけでよいのかという点だけは踏まえておいていただきたい。

<山本委員>

東・西別院に焦点をあてていただいているのはうれしいことでもあり、大事にしていかなければならないと思うが、以前に行政報告をしていただいていた以降、取組みは進んでいないのが現状だと思う。

<竹田委員長>

委員会として、学校規模適正化の問題について、共通認識を持つことは重要であると考えます。

今後の取組みについては、正副委員長で協議させていただき、教育委員会とも相談しながら、PTA等の当事者との意見交流についても検討をさせていただきたい。

— 全員了 —

<竹田委員長>

2月の月例については、2月21日（水）午前10時から開催させていただく。次回は、2月14日（水）臨時会において委員会を開催させていただき、議案審査、正副委員長選挙等よろしく願います。

散会 ～11:06